

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	40,713	6,107	854	1,596	43,163	6,107
社	債	88,266	13,240	223	2,799,114	2,887,603	13,240
預貯金	郵便貯金	-	-	-	-	-	-
	銀行預金	8,350,006	1,252,501	156,977	2,092,135	10,599,118	1,252,501
	銀行以外の金融機関の預金	2,644,126	396,619	52,342	1,723,522	4,419,990	396,619
	勤務先預金	494,300	74,145	-	-	494,300	74,145
合同運用信託の収益の分配		143,653	21,548	996	9,264	153,913	21,548
公社債投資信託の収益の分配等		72,946	10,942	-	375	73,321	10,942
小 計		11,834,010	1,775,102	211,392	6,626,006	18,671,408	1,775,102
定期積金の給付補てん金等		318,860	47,829	-	1,113,870	1,432,730	47,829
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		87,578	1,932	566	-	88,144	1,932
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		12,240,448	1,824,863	211,958	7,739,876	20,192,282	1,824,863

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息	12,488,338	2,467,302	1,059,571	2,245,797	158,382	15,793,706	2,625,684
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	-	10,215	707	10,215	707
計	12,488,338	2,467,302	1,059,571	2,256,012	159,089	15,803,921	2,626,392

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	1,253,671	87,755

調査対象等：平成20年2月から平成21年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 403,843,948	千円 13,168,471	千円 1,019,078,112	千円 28,795,492	千円 1,422,922,060	千円 41,963,963
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	465,429	15,279	7,485,451	146,466	7,950,880	161,745
	計	404,309,377	13,183,750	1,026,563,563	28,941,958	1,430,872,940	42,125,707
退 職 所 得		42,032,374	555,401	26,547,584	598,620	68,579,958	1,154,021
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成21年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	2,205,830	244,090
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	12,186,861	1,225,388
	診療報酬	15,489,524	1,324,028
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	5,320,937	295,386
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,058,391	109,705
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	667,147	29,934
	契約金・賞金	45,732	4,150
	小 計	36,974,422	3,232,681
法第203条の2該当（公的年金等）		548,352	10,276
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		844,608	4,156
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		38,367,382	3,247,113
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成21年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」及び平成20年2月から平成21年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	4,043	-	4,043	651
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	932,178	-	932,178	59,818
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	180,295	14,406	194,701	36,059
退 職 手 当 等	-	-	-	-
人 的 役 務 の 報 酬	300	-	300	60
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	16,450	16,441	32,891	3,290
著作権の使用料又はその譲渡による対価	11,440	11,443	22,883	2,288
貸 付 金 の 利 子	4,480	-	4,480	896
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	697,290	5,601	702,891	139,458
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	492,480	-	492,480	49,248
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	55,545	-	55,545	11,109
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-	-	-
賞 金	-	-	-	-
合 計	2,394,501	47,891	2,242,392	302,876

調査対象等：平成21年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成21年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。